

告示第 7 号

令和3年第2回弥彦村議会（2月）臨時会を次のとおり招集する。

令和3年2月12日

弥彦村長 小林 豊彦

記

1. 期 日 令和3年2月17日
2. 場 所 弥彦村役場議場
3. 付議する事件
 - (1) 令和2年度弥彦村一般会計補正予算（第10号）

◆ 応招・不応招議員

応招議員 (9名)

1番	渡邊富之	2番	古川七郎
3番	那須裕美子	4番	丸山浩
5番	板倉恵一	6番	柏木文男
7番	小熊正	9番	本多隆峰
10番	安達丈夫		

不応招議員 (なし)

令和3年第2回弥彦村議会（2月）臨時会

議事日程（第1号）

令和3年2月17日（水）午前10時00分開会

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
日程第 2. 会期の決定
日程第 3. 村長招集挨拶
日程第 4. 議案第 2 号 令和2年度弥彦村一般会計補正予算（第10号）

本日の会議に付した事件
議事日程と同じ

出席議員（9名）
応招議員と同じ

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	小 林 豊 彦	副 村 長	廣 瀬 勝 利
教 育 長	林 順 一	総務課長	山 岸 喜 一
防 災 室 長	増 田 規	税務課長	小 森 順 一
住 民 課 長	伊 藤 和 恵	福祉保健課長	小 林 健 仁
農 業 振 興 課 長	志 田 馨	観光商工課長	高 橋 信 弘
建 設 企 業 課 長	丸 山 栄 一	教育課長	富 田 憲
会 計 管 理 者	水 沢 正 一	公営競技事務所長	斎 藤 雄 希

職務のため出席した者

議会事務局 局長	笹 岡 正 夫	書 記	春 日 史 子
----------	---------	-----	---------

◎ 開会の宣告

○議長（安達丈夫さん） おはようございます。

ただいまから、令和3年第2回弥彦村議会2月臨時会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎ 開議の宣告

○議長（安達丈夫さん） ただいまの出席議員は、9名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎ 議事日程の報告

○議長（安達丈夫さん） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご協力をお願いいたします。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（安達丈夫さん） 初めに、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

7番 小熊 正さん

9番 本多隆峰さん

を指名いたします。

◎ 会期の決定

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

したがって本臨時会は、本日1日限りとすることに決定しました。

◎ 村長招集挨拶

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第3、村長から招集のご挨拶をお願いいたします。

村長。

○村長（小林豊彦さん） おはようございます。令和3年弥彦村議会2月臨時議会の開催をお願いいたしましたところ、全議員ご参集賜りまして、開催できますことを、まずは御礼申し上げます。今回の臨時議会は枝豆関係を中心とした補正予算の審議をお願いするものであります。よろしくどうぞお願い申し上げたいと思います。また、ワクチン接種も4月から、65歳以上の高齢者の開始が決まりました。村としても全力で準備を進めております。先週金曜日を締め切りとしました、意向調査の結果も一応出てまいりまして、12日付けですと、81.3%の回収率となりまして、希

望する村民のみなさんが、その内 90.4%でございます。無回答の方は 18 人のみでいらっしゃって、0.3%。非常に高い関心をお持ちでいらっしゃいます。順調に接種ができるように万全な体制を整えてまいりたいと思っております。また、25 日に発行します、広報やひこはワクチン接種の特集号というような形で編集しております、村民の皆さんに対して、今、村がどこまでやっているのか、国がどこまできてるのかってことを正直にお知らせして、準備がどこまでできているとご安心をいただきたいというふうに思っております。本日はご審議よろしくどうぞお願いをします。

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

◎ 議案第 2 号の上程、説明

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第 4、議案第 2 号 令和 2 年度弥彦村一般会計補正予算（第 10 号）を議題といたします。これより提案者から、提案説明をお願いします。

村長。

○村長（小林豊彦さん） 令和 3 年第 2 回弥彦村議会 2 月臨時会の開会にあたり、提案いたしました議案の要旨をご説明いたします。

議案第 2 号 令和 2 年度弥彦村一般会計補正予算（第 10 号）につきましては、既定の歳入歳出の総額 52 億 4,013 万 2,000 円に、歳入歳出それぞれ 5 億 9,539 万 6,000 円を追加し、総額を 58 億 3,552 万 8,000 円とするものでございます。

歳入といたしましては、14 款国庫支出金 2 億 5,819 万 6,000 円、15 款県支出金 5,000 万円、21 款村債 2 億 8,720 万円。

歳出の主なものといたしましては、3 款民生費減 200 万円、6 款農林水産業費 5 億 4,054 万 3,000 円、8 款土木費 7,465 万円、9 款消防費減 282 万円、14 款予備費減 1,189 万円などであります。

第 2 条の繰越明許費につきましては、計画や事業進捗の遅れにより、年度内に完了が困難な事業について、繰越明許費を計上するものであります。

第 3 条の地方債の補正につきましては、国補正予算（第 3 号）事業、地方創生臨時交付金事業、公共施設等適正管理推進事業について、財源となる村債を補正するものであります。

今回の補正は、国補正予算（第 3 号）事業、地方創生臨時交付金事業、公共施設等適正管理推進事業にかかるものが主なものであります。

以上で、2 月臨時会 提案理由の説明を終わりますが、十分ご審議のうえ、ご承認いただけますようお願い申し上げます。

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

続きまして、提案説明の補足説明を副村長からお願いいたします。

副村長。

〔副村長より補足説明あり〕

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

以上で補足説明が終わりました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫さん） お諮りいたします。ただいま村長から提案されました1案件につきまして、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

それでは、早速審議に入ります。議案第2号 弥彦村一般会計補正予算（第10号）について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はございませんか。

渡邊議員。

○1番（渡邊富之さん） 今、ご説明の中でのコンバインにつきまして、ご質問させていただきます。

圃場の中で運転されると思うんですが、まず、運用の事業体といたしますか、どなたが運用されるのか、といったことと、もう1点は、どういった構造になっているのか、といった2点です。

○議長（安達丈夫さん） 農業振興課長。

○農業振興課長（志田馨さん） 枝豆コンバインにつきましては、運用につきましては、今、枝豆共同選果場の運営委員会の設立準備をしてるところですが、それに合わせまして、その枝豆コンバインの機械化一貫体系も整備することとしております。その中では、今のところ機械利用組合というものが、既存でありますのでそちらを有効活用しつつ、そちらのほうからオペレーションをしていただくというふうを考えてございます。

構造につきましては、言葉では説明できないので、圃場のほうにすごく大型の機械が入って、稲のコンバインをイメージしていただくのがいいのか、直接その場で脱莢までして、莢だけをコンテナのようなものに入れて、農道のほうに待機してる車のほうにあけるといような、システムだというふうに認識しています。言葉での説明は難しいのでご容赦いただきたいと思います。

○議長（安達丈夫さん） 渡邊議員。

○1番（渡邊富之さん） イメージ分かりました。

○議長（安達丈夫さん） ほかにございませんか。

古川議員。

○2番（古川七郎さん） 枝豆の工事費ですね。いくらかかるのか、5億3,700万円、前の時みたいに、それで国の補助が約半分ということで、半分の計算になってると思うんですけど、今は半分出るけど、あとからまた、私は頭悪いかもしれないけど、どうしても、この国の経理の仕方、私には理解できなくて、今でもまだ分からない。補助が75%、あとの25%は5年なり、10年なり、地方交付税でくるっていうんだけど、その内訳は弥彦村の負債、借金が二十何億あるんだけど、その明細が全然我々には分からない。だから、一つずつ、これは出たら、必ずこの枝豆は次の地方交付税で出るんだったら、何年間でいくら出るということをちゃんと明示してもらわないと、私は、じゃあ村でいくらお支払いするのか、こういうことが何にも分からないんで、次の発想が出てこないですよ。そういうことを今度、一つずつ、詳細な明細を二十何億円の中を出してもらいたいんです。そうしないと、私はどういう道を歩むべきかということは、やっぱり経営者の一員ですから、それに対して、私の意見がなかなか頭に浮かんでこない。そういうことをちゃ

んと、これから出してもらいたい。この件もおそらく、半分だけ、おそらく次から 25%だから、残りの4分の1負担となれば、25%になる。半分出ると言われてる。あと 25%、国から来るのは、何年間でくるのか、ということをやちゃんと明記してもらわないと、私は頭が悪いかもしれないけど、私は判断がなかなかできないです。これをやっていいのか、悪いかということが、私はどこの市町村がやってるかどうかはわからないが、私はそういうことを望みますので、是非ともそれを出してもらいたい。これからも、もし今までのもわかっただら、全部そういう明細を私、出してもらいたい。この件も、そういう明細を私は欲しいんですよ。そうすると、このレベルでこういう考えで、これを考えて、償却できるなどか、じゃあ、やっていいなとこういうことだと思ふんで、この予算の件も、そういうことをよく私たちに説明してもらいたいし、教えてもらいたいと思ひまして、副村長、よろしくをお願いします。

○議長（安達丈夫さん） 答弁を副村長。

○副村長（廣瀬勝利さん） はい、なかなかスパッと申し上げられなくて、多分今までも困ってると思うんですけど、一応、今、ここで充てているものとしたしましては、先ほどのコンバインは別といたしまして、それ以外のものとしては、国からの補助金が約2分の1、全体コンバインも入れて、5億4,000万の予算のうち、臨時交付金も含めて、国費を充てているのが2億9,000万、約54%ぐらいが直接財源として入る部分でございます。残りは基本的に村が半分を負担しなさいというものです。これがなければ、全額村負担ということですが、今回それらを活用することで村の負担が2億4,900万ぐらいというふうなものになっています。これも、県のほうが農産園芸費補助金を5,000万用意してくれたということがあって、村の負担が5,000万も減ったというようにございます。その結果、2億4,900万ほどの一般財源の村負担で済むようになった。そのうちの2億4,680万をいわゆる、農林水産業施設整備事業債という起債で充てているということでございます。これについては、いわゆる赤字財源を埋めるための、補填するための起債ではなくて、制度として認められている農林水産業施設整備事業債ということでございますので、理屈としては起債を償還するとき、おそらくこれは5年据え置きがあって、その後20年償還という計画になって、償還する財源をいくら起債の償還に充てるんですか、というのをきちんと交付税の措置されるときに申請をして、そこに対して、国から内示が来る、交付税が来るということになっています。ですから、それについては、交付税の算定基礎に盛り込まれるという代物が元々起債の償還時の交付税措置ということになるので、これ一つ一つ単体の積み上げということではないですね。その年に返す、例えば来年返す、認められた、財源対策債以外の起債、各起債の項目、細かいのが全部あるんですが、それをいくら来年償還するのか、そこについて、計画償還のうち、それぞれの交付税で措置する率がみんな違うんで、それを全部足し込まれたもので、国に対して、県を通じて、申請するということになりますので、それが全体を細かく、古川議員がおっしゃられているとおり、細く、一つ一つ、一本一本の計画を立てることがしづらいというのは、まさにそういう状況でございまして、しかもそこに国自体も、交付税自体が総務省の予算の頭打ちの一つの財源になっているので、地方財政運営計画によって交付税措置が例年よりも、今回は上積みをされてますが、シーリングで削られる年もあるし、ということで、凸凹は当然出てくるということから、いつの年に、いくら返済して、それが交付税でいくら来るかを計画的に全部露わにしてお示しすることがなかなか難しいというのが正直なところです。ただ、制

度としてはそういう作りの制度になっている。そこにまた特別交付税があり、普通交付税があり、人口の人数だとか、いろんな算定基礎があって、それが積み重ねられていって、総額の交付税の金額が決まるというのが、国の交付税制度そのものが根本的にそういう作りになってるんで、これを一本一本、今回の枝豆の機械について、選果場について、コンバインについて起債を借りたら、いくら償還して、何年にいくら入ってくるのかはなかなかお示しづらいっていうのは、理論値としては、今の起債の計画からすると、お示しできると思うんですが、それには、時間もいただかないと厳しいと思いますし、しかもその通りにはなかなかならないと、国の予算のシーリング、付き具合にもよるといことがありますので、今この場で明確な答えがづらいというのが現状でございます。説明になってないと思うんですが、お許しいただきたいと思います。すみません。

○議長（安達丈夫さん） 村長。

○村長（小林豊彦さん） 今、副村長が説明しましたが、私と違っているところが、副村長が説明しました。私は枝豆共同選果場については、国の補助金以外はふるさと納税の返戻金を充てると、議会で明言してまいりました。何回も。今はちょっと違うんで、国に対して、多分1月末現在で、令和2年度の返戻金の総額が4億円ちょっとになりました。私が見込んでいたより1億円近く減りますが、だけど、2分の1が村の収入として入ってきますので2億円の原資があります。それを使って、起債とか、そこまで詳しいことは分からないんだけど、副村長は一番村に有利なような資金計画を立ててくれてますけど、私が議会に説明してるのは、ふるさと納税の返戻金を使いますと明言していますので、これについては後ほど調整いたします。以上です。

○議長（安達丈夫さん） 古川議員。

○2番（古川七郎さん） 私もわかります。その通りだと思います。たが、今言ったように、地方交付税は、村で申請しないといけないんですか。これだけじゃなくて、ずっと、全部一つ一つ申請してるんですか。そうしたら、副村長が言われた通り、国の財政によって変わるんですか。ということは、これから、今年はこれだけの金を出しているけど、国は、次は無茶苦茶な絞り込みに来ますよ。そしたら、そういうお金も我々が負担しなければならない。そういう事態が起きることですね。私の勘ですよ、私の予想では、おそらく、必ずその時代が来ると思っています。

○議長（安達丈夫さん） 副村長。

○副村長（廣瀬勝利さん） そういう自体が起きると断言できる立場にないですし、あつては困ると思っておりますので、それは許されるものではないというふうに思っています。国が、財政運営計画を見直す際においても、過去にお約束したものをひっくり返すようなことは、今まで1回もやってません。ですので今活用できるものは有効活用できると、その後、それ以外の部分でどういうふうな計画を立てて、健全化に向かっていくかというのもあると思いますが、今まで約束して、地方自治体でやってるものを反故にするようなことは、国はなさらないのではないかと考えております。

○議長（安達丈夫さん） 古川議員。

○2番（古川七郎さん） その答弁で私は納得できる。だから、私はいつもこういうのが出てくる場合は、果たして、村の負担がいくらか大体計算して、賛成するか、反対するか、決めるんだけど、そこで村の負担がいくらか、国の負担が、全部もらえれば一番ありがたいんだけど、村長、

その点、力があるから、持ってきてくれるのはありがたいんだけど、そのような判断で私もそこそこの数字は見ているつもりですよ、これからもそういうつもりで数字を見たいと思います。はっきり言わせてもらおうと、こういうふうにして、国のやることは、やっぱり課長、みんなここにいますけど、みんなが目を光らせて、やっぱりそういうところで、みんなが自分の課ぐらいはじゃんじゃん目を光らせてやってもらいたい、そのくらいしなかったら駄目ですよ。他の市町村に負けるようなことをしたらだめです。弥彦村が一番を取るくらいの、そういう発想で、課長達も自分の与えられたことは、これだけじゃなくて、いろんな面においてやってもらいたい。私からはそのようにお願いします。こういうことですね、できればあそこにもちょっと書いてもらえば、大体私も計算できますので、そうしたら、二十何億の支払いはいくらということは、分かりますから、こういう道を歩むというのは、自分なりに判断したと思いますから、そういうこともできるだけ詳しく書いて、そうしないと経営者としては判断できないです。そういうことで私は今のことをちょっときついことを言ったかもしれないけど、そういう意味で私も研究して、一緒に歩んで、何としても村の要望をしたいというのは金銭面でもやっぱり頑張っていきたいと思いますので、頑張ってください。それだけはお願いしたいと思います。以上です。

○議長（安達丈夫さん） 副村長。

○副村長（廣瀬勝利さん） ありがとうございます。今後ともより分かりやすくご説明できるように努めてまいりたいと思いますし、精進してまいりますのでよろしくお願いいいたします。それから村長おっしゃられた財源の部分ですが、まずは今、充てられるものは充てた中で、その償還時も含めて、当然、ふるさと納税の財源を有効活用、振り向けていくことになると思うんですが、今現在有利なものを使った中で、その交付税償還時に、どうしていくかという段階で、きちんとそれまでに準備をしておけるので、今、手を挙げておかないと一切みてもらえないということから、より有利な選択肢が増えるようにするために活用できる制度を今使わせてもらってご提案させてもらってるということと理解しておりますのでよろしくお願いいいたします。

○議長（安達丈夫さん） 村長。

○村長（小林豊彦さん） 私は非常によく理解できました。意思疎通が齟齬をしまして、申し訳ございません。

○議長（安達丈夫さん） ほかにありますか。柏木議員。

○6番（柏木文男さん） ページ、11ページになりますが、工事費の請負費であります。枝豆に対しては村民の方も非常に関心をお持ちの方がたくさんいると私は思っております。5億1,700万ほどの工事費になりますが、その関係ですが、入札のことでお聞きをしたいと思っております。今、考えてるのは一般競争入札をやるのか、指名競争入札をやるのか、その点をお聞きしたいと思っておりますし、もう一つ、これ、この中には議案外になってしまうんですが、提示された以外のやつじゃなくて、どうしても聞きたいというのがありまして、調べてみて、委託料がありますが、今回の委託料とは関係ないんですが、600万ほど出ております。そして、その中で昨年の3月定例会がありまして、その委託料でボーリング調査等委託料になっているんですよ、それが750万。そして6月で同じく97万円、そして12月議会で737万が調査等が出ていますよ。その中で私が疑問に思ったのがボーリング調査等が出てますが、設計委託料という言葉が一つも出てなかった。大事な建物を建てるのに設計委託が出てないというのは、私は疑問に思いましたが、

それも本来なら提案された以外のやつであります、これはやはり重要なことかなと私は思いまして、議案外でありましたが出させてもらいました。それで実際に設計委託料がいくらだったのか、ボーリング調査がいくらだったのかを是非示してもらいたいという形であります。それと、今度戻させてもらいますが、先ほど言いました工事費であります、金額が非常に大きいので受けた業者も大変だと思いますが、前払いをするのか。それとも部分払い、そのあと前払いをすれば、部分払いが出てきますので、それを考えているのかということですね。もう一つが設計委託料について600万ほどあります。これについては国交省の関係で10年ぶりに改正があったという形があります。業務委託報酬基準がありまして、これに基づいて、監理委託料を計算、今度出てくると思うんですが、そのような形でやっていくのかということも全部含めてお願いをしたいと思っております。

○議長（安達丈夫さん） 村長。

○村長（小林豊彦さん） 基本的なものだけを、私のほうからお答えさせていただきます。今回の共同選果場建設に際しましては、最初からJA越後中央さんと全面的に協力でやるということを決めております。運営費もそうですし、営農指導も農協さんの力を借りなければできません。これから耕作地の拡大をやらなければなりませんし、販路もいろんな面で農協さんと全面協力しなければならない。ということで設計料も多分、全農関係だったと思いますが、枝豆の共同選果場は、去年、白根に越後中央さんは作っております。そういったことも含めて、これは、随意で多分決めたんじゃなかったかと、私許可したんだと思いますが、基本的には、越後中央さんと全面協力してやってまいります。ただし、一般工事については、これはもう担当の課長に任せてありますので、随意にするか、一般競争入札にするか、そこまでは私のほうでは聞いておりません。

○議長（安達丈夫さん） 柏木議員。

○6番（柏木文男さん） 私も、JAさんとの協力体制がありますので、やはりこう調べてみますと、JAさんの建設、設計事務所がありました。やはり、そこに私は行くのかなあと私は思っております。この報酬基準もですね、この国が示した報酬基準に当てはめながら、そうすると高くなる可能性もあるんですが、それは今度予算範囲内である程度値切る形も出てくると思いますが、是非お願いしたいと思っております。ただ、実際に設計委託料がいくらだったかが全然分からなかったもので、課長分かったらすいません、突然に数字なんて無理が出てくると思うんですけど。

○議長（安達丈夫さん） 農業振興課長。

○農業振興課長（志田馨さん） まず前段のですね、入札の方式に関してですが、私どもといたしましては、制限付き一般競争入札ということで想定をさせていただきます。まだ、総務課とは詳細な詰めをしておりますが、やはりこういった公共工事につきましては、公平性であったり、透明性が担保されることが必要だと思いますので、また、規模も弥彦村としてはとても大きく、2億5,000万程度のものでありますので、やはり制限付き一般競争入札が妥当ではないかというふうに、担当課として考えてございます。

もう一点、そのあとのボーリング等設計委託ということで、これは以前、何月議会か、記憶が定かではありませんが、渡邊富之議員からもお叱りをいただきまして、そういったことのないようにということでしたということでご答弁させていただきました。まず、それで今回、新たに細節を設けまして、工事の施工監理委託ということでさせていただいたところでございます。この

委託料の積算にあたっては、今柏木議員の言われた、国交省等の報酬基準ではなくて、今回、実施設計、詳細設計等を委託いたしました、JA全農のほうの見積りをもとに、計上をさせていただいたところでございます。そのあとのですね、最後というか、実施設計とか、詳細設計のほうの委託実施額について、今、手元に資料がないので、お時間をいただければすぐ出すことができますが、今、詳細に何万円かというのは、今、申し上げることができない。予算額はわかりますが、契約額は手元にないということです。

【この質問について、令和3年第3回弥彦村議会（2月）臨時会（2月24日）において、農業振興課長より資料に基づく回答あり。

（回答の要旨） 共同選果場委託費については、令和2年12月定例議会において、建物の実施設計委託費は523万6,000円、プラント機械設備の実実施設計委託費は213万4,000円を補正予算計上。令和3年1月臨時議会で、建築確認申請と構造計算適合性判定手数料を合わせて346,000円。2月17日臨時議会では、施工管理委託費が建築の施工監理で303万6,000円、施設の施工監理で250万8,000円、外構工事の施工監理で55万円を補正計上している。】

○議長（安達丈夫さん） 柏木議員。

○6番（柏木文男さん） JAさんとの設計委託というのを私も大体想像がついてましたので、ただ金額が分からないというのと、やはり600万ほどの委託料はありますが、JAさんとの関係もある、また、この国の基準の仕方もある。私はその高いほうじゃなくして、JAさんが高かったら、やはり少しは値切るような形を私は持っていつてもらいたいなど、やはり公金でございますので、それを設計段階ですね、見てみましたら、相当の数値が出てきて、一級建築士が何人いるとか、そして経験年数が何年あるとかというのがこう詳細に載って、それで総時間がありまして、それをかけるという形が出ていましたので、私たちでは分からない分野があります。やはりその中ですね、やはりJAさんのほうも私は先ほど村長が言いました、今までの経過もありますので、それはそれとして、私はいいと思うんですが、やはりこの国交省の基準に則って、計算をして高ければ、JAさんからもう少し価格を下げてもらおうというような交渉も是非お願いをしたいと私は思っております。

それと、部分払いと前払いは、その中ではやるという見込みの中でやるんでしょうか。

○議長（安達丈夫さん） 総務課長。

○総務課長（山岸喜一さん） 前払いと部分払いの件でございますけど、前払いにつきましては、今請負金額が500万円以上の場合には、前払いをすることができるということを入札条件に、入札案内の条件に入れてありますので、前払いはいたしますが、これはあくまでもその請け負った事業所さんの意向でありますので、前払いを請求して来られるところもあれば、前払いを請求してこない場合もあります。前払いの請求があれば、これは村も支払う義務がありますので当然前払いはお支払いはいたします。それから部分払いのほうにつきましては、特にする、しないという条項はありませんが、これも建設工事の基準約款の中で定められておりまして、部分払いは、請求はできるような形になっておりますが、通常部分払いをする場合に多いのがですね、年をまたいで、例えば秋から来年の春にかけての工事ですとか、そういった場合に、年末に部分払いを請求してくる事業所さんがございます。今回はどのぐらいの工期の設定になるかということもあり

ますが、請求があれば、お支払いはいたします。

○議長（安達丈夫さん） 副村長。

○副村長（廣瀬勝利さん） 前払い、部分払いにつきましては、各市町村、地方自治体、それぞれルールを作っているところですが、一切できないということにすると、資金繰りに余裕のある大手の会社以外参入できないこととなります。そういうことから、できるだけ大勢の方に参画していただくための手法として、認められてきているものと理解しておりますので、そこについては今現在前払いするよという前提でいくというよりは、実際落札された、業者さんの意向、あと事業の進捗を見ながら、可能な範囲で対応してまいりたいと考えております。

○議長（安達丈夫さん） 柏木議員。

○6番（柏木文男さん） 最後になります。これ、私が新潟県の前払いと中間払いのやつ、ネットから持ってきました。そうしますと、前払いについては、先ほど今500万と言いましたが、新潟県は300万以上という形の中でやってまして、前払いの請負金額が10分の4以内という形です。そして、普通であると、その前払いをやるとですね、中間払いも必ず出てくるという話になってますので、その中で来ると、今度中間払いは10分の2という形の中であるという、県はそういうふうやってるとい形がありますので、また、そういう基準も参考にしながらですね、是非お願いしたいと思っております。

○議長（安達丈夫さん） ほかに、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

これより採決いたします。

ただいま、議題となっております議案第2号について、村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがいまして、議案第2号は可決いたしました。

◎ 村長挨拶

○議長（安達丈夫さん） 以上をもちまして、本臨時会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これをもって臨時会を閉会といたしたいと思っておりますが、閉会前に村長からご挨拶をお願いいたします。

村長。

○村長（小林豊彦さん） 大変慎重なご審議の上、ご承認いただきまして、ありがとうございます。あとはこれを粛々と進めてまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

す。ありがとうございました。

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございました。

◎ 閉会の宣告

○議長（安達丈夫さん） 以上をもちまして、令和3年第2回弥彦村議会2月臨時会を閉会いたします。

大変お疲れ様でした。

（午前10時49分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 3年 月 日

議 長 安 達 丈 夫

署名議員 渡 邊 富 之

署名議員 古 川 七 郎